

第 *1* 章

防犯に配慮した住まいとまちづくり

# 住宅や街頭における犯罪の動向と社会的背景

## (1) 我が国の犯罪情勢

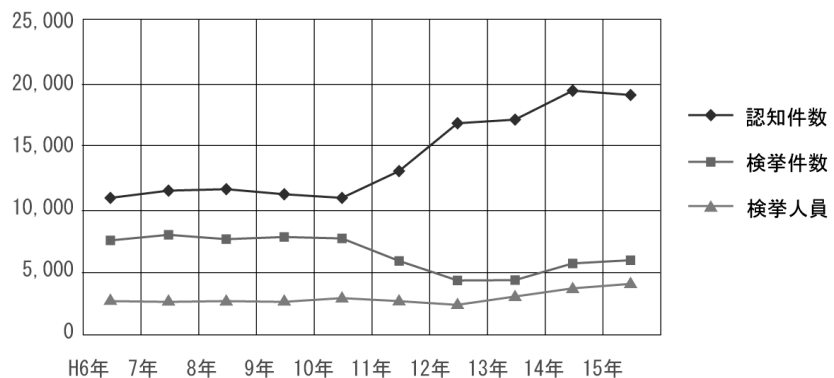
我が国の治安は、深刻な状況にある。平成14年に刑法犯（交通事故等の交通関係業過を除く。）の認知件数が戦後最悪を記録し、平成15年は増加に歯止めがかかったものの、治安が良いとされた昭和50年代と比べて約2倍に増えている。特に、住宅等の侵入犯罪や街頭での犯罪が急激に増加している。

一方、検挙率も低下傾向にあり、平成14年には20.8%となっている。戦後最低を記録した平成13年の19.8%に比べ若干回復したものの、最低の水準にある。

最近、人々に不安を与えるような犯罪事件も多発しており、治安悪化に対する不安感が急増している。世界に類を見ない安全な国であるという「安全神話」はすでに崩壊したとさえいわれている。

## (2) 青森県の犯罪情勢

青森県においても、平成14年の刑法犯の認知件数が戦後最悪を記録し、平成15年は増加に歯止めがかかった。しかし、10年前と比べて2倍に増えており、平成11年以降の増加傾向が著しい。特に、強制わいせつや強盗、乗り物盗、車上狙い、空き巣狙い、ひったくり等、県民生活に身近な住宅や街頭における犯罪が多発している。また、強盗殺人事件や組織窃盗事件も発生しており、治安悪化に対する不安感が高まっている。



青森県における刑法犯認知・検挙状況（平成6～15年）

犯罪の発生は、青森市、弘前市、八戸市等の都市部に集中しているが、その他の地域にも拡大している。本県における犯罪率（人口10万人当たりの刑法犯の認知件数）は、全国的に見れば、まだ低いレベルにあるものの、予断は許せない状況にある。

青森県の検挙率も、犯罪の増加に伴い低下傾向にある。検挙件数及び検挙人員

---

は、最近増加傾向にあるものの、警察だけの取組みだけで犯罪を防止することは困難な状況にある。

### (3) 犯罪増加の社会的背景

---

諸外国では、都市化や工業化の進展に伴い、犯罪は増加したが、我が国では高度経済成長とともに、犯罪は減少の一途をたどった。また、先進国にも関わらず、犯罪率が低かったこともあり、日本の「安全神話」が語られた。平成元年版「犯罪白書」では、その理由として、①遵法精神に富む国民性、②経済的な発展、③低失業率、④教育の高水準、⑤地域社会における非公式的な統制の存在、⑥高い検挙率で示される効果的な警察活動等を挙げた。しかし、今日の状況は、いずれも当時から大きく変容している。

近年の犯罪増加の社会的背景としては、価値観やライフスタイルの多様化、女性の社会進出、世帯の小規模化等に伴い、伝統的な地域コミュニティが衰退し、人間関係の希薄化や規範意識の弱化、居住者の匿名化等が進んできたものと考えられる。

最近においては、国際化の進展に伴い、来日外国人の増加、国外からの薬物や銃器の流入、盗品の海外流通等が進み、国際的な犯罪集団が多発している。また、情報化の進展に伴い、青少年に対して有害な情報が氾濫し、ピッキングや盗撮の手口、薬物の入手等の情報が流布され、それらも犯罪増加の背景になっていると思われる。

# 2

## 住まいとまちづくりに係る 防犯対策の考え方

### (1) 防犯対策の基本的な考え方

防犯対策は、以下に示す考え方が基本であり、重要であるとされている。

第一に、自らが自らを守ること。身近な犯罪を抑止するには、住民一人ひとりが防犯意識を持ち、日頃から身の回りの点検を行い、自らの安全を確保することが重要である。また、一人ひとりが規範意識を持ち、ルールを遵守するとともに、公共空間において秩序を乱す行為に対して無関心を装わず、不審者を見つけた時には声かけをするなど、主体的に行動することが重要である。

第二に、地域において関係者が連携し、協力すること。災害時はもとより、防犯対策においても地域における住民同士の協力は必要不可欠である。町内会や自治会の機能を改めて見直すとともに、ボランティアやNPO活動を促進し、住民等による地域活動を活性化することが重要である。また、市町村や警察等の関係機関が犯罪抑止という共通の目的に向けて連携・協力し、地域において具体的に協働することが重要である。

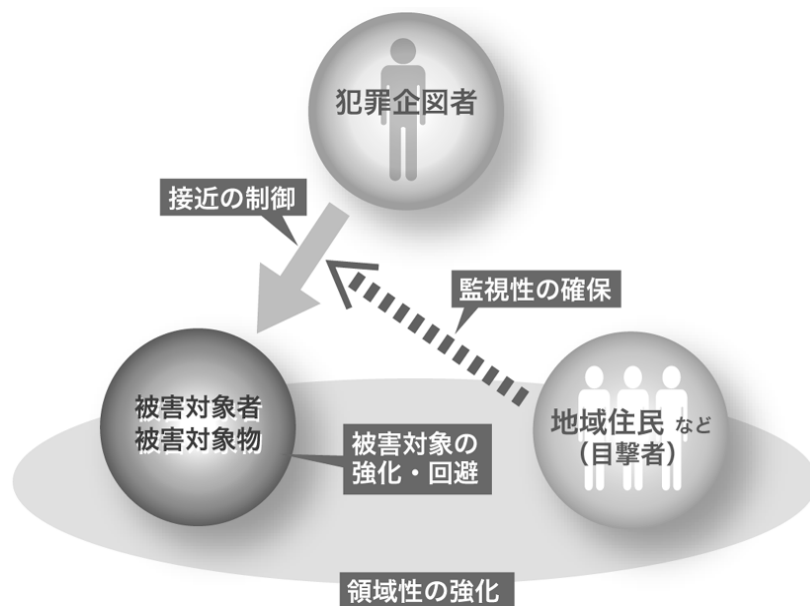
第三に、幅広い視野から取り組むこと。地域における防犯活動は、防犯パトロール等のように、防犯に特化した活動だけが重要ではない。むしろ日頃から快適で活力のあるまちづくりをしていくことが防犯にも効果を有するという観点から立って、幅広い視野から取り組むことが重要である。

### (2) 防犯に配慮した住まいとまちづくりの考え方

施設や植栽等による死角は、犯罪を誘発することが知られている。また、照明や見通しの確保等は、犯行の機会を少なくし、安心感を高める上で効果があることが知られている。空き巣狙いや乗り物盗等の現状を見ると、ソフト面の防犯対策だけでは限界も見られる。こうしたことから、防犯に配慮した住まいとまちづくりは、犯罪の誘発要因や犯行の機会を少なくし、ソフト面の防犯対策を補完するものとして位置づけられている。

防犯に配慮した住まいとまちづくりは、次の4つの基本原則から、住まいとまちの防犯性の向上のあり方を検討し、計画・設計を行うことが求められている。

- ① 周囲からの見通しと照明を確保する（監視性の確保）
- ② 適切な維持管理とコミュニティ形成を図る（領域性の強化）
- ③ 犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる（接近の制御）
- ④ 部材や設備等を破壊されにくいものとする（被害対象の強化・回避）



#### 防犯に配慮した計画・設計の基本原則

この4つの基本原則は、諸外国においては、CPTED (Crime Prevention Through Environmental Design、環境設計に配慮した犯罪予防)、我が国においては「防犯環境設計」と呼ばれており、「人間によって作られる環境の適切なデザインと効率的な使用によって、犯罪に対する不安感と犯罪の減少、そして生活の質の向上を導くことができる」という考え方が国際的に定着している。

# 3

## 国や他県における取組み

### (1) 国における取組み

建築基準法や都市計画法には防犯に係る事項が規定されていないこともあり、住宅・都市計画行政において防犯対策の取組みが本格化するのには、最近のことである。

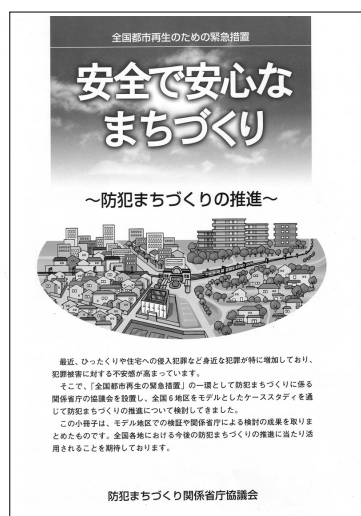
平成9年度及び10年度には、建設省（当時）と警察庁が合同で防犯まちづくりの手法調査を実施し、その成果を印刷物にまとめるなどして、防犯まちづくりの普及・啓発を図った。また、警察庁がそれを踏まえて平成12年2月に「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定し、その中で「道路・公園、駐車・駐輪場及び公衆便所に係る防犯基準」及び「共同住宅における防犯上の留意事項」を策定した。

このうち共同住宅については、ピッキングによる窃盗や強制わいせつ等の被害の急増を踏まえ、より実効性の高いものとするため、国土交通省住宅局が平成13年3月に「防犯に配慮した共同住宅に関する設計指針」を策定した。また、道路や公園、駐車・駐輪場等についても、警察庁及び国土交通省の関係各課等による防犯まちづくり関係省庁協議会が平成15年7月に「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」を策定した。

さらに、政府は全閣僚による犯罪対策閣僚会議を開催し、平成15年12月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定し、身近な犯罪の抑止を重点課題に位置づけ、住宅、道路、公園、駐車・駐輪場等について防犯に配慮した整備・管理を推進することを明記した。



『安全・安心まちづくり手法調査に係る普及版パンフレット』  
旧建設省・警察庁（平成9～10年度）



『防犯まちづくり普及版パンフレット』  
防犯まちづくり関係省庁協議会  
（平成15年）

---

## (2) 他県における取組み

---

平成14年3月に「大阪府安全なまちづくり条例」の制定を期に、東京都、茨城県、秋田県等、多くの都道府県において、類似の条例の制定又はそれに係る動きが見られる。

これらの条例は、いわゆる生活安全条例と呼ばれるものであり、犯罪防止について、住民、事業者及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、防犯活動や防犯に配慮した施設の整備・管理を推進し、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的としている。その性格は、具体的な規制や罰則の根拠規定を定めたものではなく、防犯まちづくりを推進するための基本理念やプログラムについて定めたものである。

住宅や道路、公園、駐車・駐輪場等の整備等に係る防犯上の留意事項については、指針としてこれらの条例において位置づけられている。

# 4

## 住まいとまちづくりに係る 防犯対策の進め方

### (1) 防犯の視点を位置づける

これまでは、犯罪が少なく、防犯に対するニーズも顕在化していなかったことから、住まいやまちづくりに関して防犯を意識することが少なかったものと思われる。しかし、社会状況が大きく変化し、青森県においても最近5年間で犯罪発生件数が倍増するなど、予断を許せない状況に有る。

住まいとまちづくりに当たっては、企画・計画の段階から防犯の視点を位置づけ、計画地の条件や周辺地域の状況を把握することが重要である。

### (2) 防犯性向上の基本方針を検討する

防犯性向上のあり方は、計画・設計する施設の特長や計画地及び周辺地域の状況等によって異なる。また、住民等による防犯活動を充実することによって防犯性を向上することも可能である。

施設の配置計画や基本設計等の検討に当たっては、こうしたことを踏まえつつ、2(2)で示した4つの基本原則から、防犯性向上の基本方針を検討することが重要である。併せて、防犯性向上のための管理のあり方や効果的な設備の活用等を検討することも重要である。

道路等の植栽、公園の整備・管理等については、ワークショップによる計画づくりを含めて住民参加を促進することは、防犯性向上においても有効である。特に、管理については、住民の自主的な参加を促進し、日常的に愛着を持って利用される場とすることが重要である。

### (3) 総合的に判断して設計する

住まいとまちづくりに当たっては、災害や事故等に対する安全性をはじめ、居住性や快適性等を確保するため、様々な観点から検討がなされる。防犯性は、そのうちのひとつである。

防犯性の向上に当たっては、与条件を前提に、必要とされる様々な要件とのバランスの確保や経済性等を総合的に判断した上で設計を行う必要がある。また、周囲に対して自然な視線が確保されるよう、施設の配置や各部位の位置、見通しの確保等に配慮し、周辺地域の防犯性の向上についても十分に配慮して設計を行う必要がある。